

エドモンド・バークの経済的自由主義

— 自由な市場と階層的な社会秩序 —

立 川 潔

- I 問題の所在
- II 自由市場を支える階層的な社会秩序と政治的理性
- III コンヴェンションの所産としての政治社会とコモン・ロー上の身分関係
- IV 自由な市場とコモン・ロー上の身分関係
 - 補論 バークの経済的自由主義と穀物輸出奨励金擁護論
- V コモン・ロー上の身分関係の解体と「相場と投機」の蔓延

I 問題の所在

北アメリカ植民地の自由の大義を擁護したエドモンド・バーク (Edmund Burke) がフランス革命を激しく非難したことは、当時からウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft) やペイン (Thomas Paine) のような急進派はもとより、自らが属した旧ロッキンガム派ウィッグの面々からも、困惑と変節の指弾をもって迎えられた。『人間および市民の権利宣言』に謳われている「自然権としての自由」を厳しく批判したバークは、現代においても反動的な思想家としての謗りを免れてはいない (Waldron [41] 69-70)。しかし、彼自身は一貫して専制支配を阻止しようとした自由の闘士であることを自負していた (Burke [7] 293/314)。そこで本稿ではバークの経済的自由主義を彼の

※引用表記：引用頁数は原典、翻訳のある場合は翻訳の順で、たとえば (Burke [14] 176-77/839) のように数字のみを表記した。なお訳文は適宜変更させていた。また強調点はすべて原典によるものである。[] は本論文執筆者による挿入を示している。

自然権批判との関連で考えてみたい。

ところで今触れたようにバークは経済的自由主義を主張している。彼は、「金銭愛 (the love of lucre)」を、「繁栄の主要な原因」と認め、「商業は、それが自由に放任される場合に最も繁栄する」と主張して、市場の自由な働きを擁護している (Burke [16] 347; [3] 535/357)。「政府が市場に現れるやいなや、市場のあらゆる原理は転覆させられる」(Burke [13] 135/260)というのがバークの基本的な立場である。この立場は財市場や労働市場に限られるだけではなく、貨幣市場においても貫かれており、「貨幣の価値は、他のあらゆるものと同様に、市場における交換比率で判断されなければならない。貨幣市場を、あるいはいかなる市場であれ、ねじ曲げることは、あらゆることの中で最も危険である」としてピット (William Pitt (the Younger)) の高額所得者への強制的な戦時公債割当を批判している (Burke [16] 346-47, 349)。このようにバークは市場の価格形成に国家が介入することを痛烈に非難しているのである¹⁾。

このような言説を踏まえれば、バークは明らかに自由な市場の働きを擁護していると結論することができよう²⁾。しかし、自由な市場の働きを支えている人間関係や社会構造についての彼の見解を視野に入れず、自由な市場の擁護者か否かという二分法を適用するならば、バークは極めて誤解されやすい立場におかれてしまう。バークは、身分関係をはぎ取られた抽象的な個人を前提とした自由市場を論じたのではなく、ましてやポラニー (Karl Polanyi) がいう18世紀末に始まった自己調整的市場の創出を意図して

-
- 1) バークは決して独断的な経済自由主義者ではない。たとえば、バークは穀物価格の統制に断固反対しているが、1773年に可決されたパーナル (Thomas Pownall) の穀物法改正に対して便宜の観点から賛成しているし、また穀物輸出奨励金の停止に断固反対している (Cobbett [19] vol. XVII, 480-81)。穀物の自由市場擁護と穀物輸出奨励金擁護という一見すると矛盾するように思われる主張が同じ危機意識を徹底させていることについては補論を参照。
 - 2) バークを18世紀イギリス政治において最も影響力のある経済的自由主義者であったことを強調した最近の浩瀚な研究書としてCollins [21]がある。

いたわけでもない³⁾。そうではなくて、当時のイングランドの社会制度の一環として組み込まれていた市場を擁護しているのである。つまりバークにとって、自由な市場は、階層的な社会秩序によって支えられなければならないとともに、階層的な社会秩序と対立するどころかその一契機として認識されていたのである。本稿の課題はバークの自然権批判がこのような認識を踏まえてなされていることを明らかにすることにおかれる。

そこでⅡでは、金銭愛が社会の繁栄の原因となるには、階層的な身分社会秩序が、そして徳と名誉という価値が社会的優位を占めることが、前提とされていたことを明らかにする。

ところでこのような階層的な身分秩序を支える土地財産の優位を担保しているのがコモン・ローである。「土地法は私法ではなく、公法が土地法であり、あらゆる種類の公的及び政治的権利は、土地に対する権利と緊密にかつ解きほぐせないほど融合してしまっている」(Maitland [30] 155/207) と言われるように、コモン・ローは地主支配体制を支えてきた。バーク自身、「土地財産と結びついた政党」(Burke [17] Ⅶ,52-53) に属することで、「君主による専制政」と「群衆による専制政」という意思の支配に抗して法の支配を保守してきたことを自負している(立川 [47])。「貴族原理がなければ、あらゆる支配は君主の単なる専制政か、狂暴で無神論の烏合の衆の野蛮な暴虐にならざるをえない」(Burke [17] Ⅶ,160)。このようにバークはまさに「政治的自由の原理を土地財産についての我々の法の原理に結びつけていた」(Pocock [34] 212) といえる。そこでⅢではバークがこのようなコモン・ローが前提とする人間関係を自らの社会思想の基礎に据えていたことを明

3) バリーは、バークの経済分析の抽象性を強調して、バークの「政治経済学は、大いに古典的な伝統にあり、その伝統は、明らかに、時間、場所、複雑な事情とは明らかに無関係な、無慈悲な論理によって進行するある種の推論を用いている」(Barry [2] 104) と述べている。ポラニーは「自己調整市場」の創出に荷担した人物の一人としてバークを挙げている (Polanyi [38] 71-72, 132)。本稿はむしろバークは階層的な社会に埋め込まれた市場を擁護していたことを明らかにしたい。

らかにしたい。

IVでは、雇用関係が身分関係であることをバークは正しく認識していたがゆえに、その関係を中核とする市場は階層的な身分秩序となら矛盾するものではなく、むしろその秩序の構成要素とされていたことを明らかにする。補論ではバークの穀物輸出奨励金擁護論を取り上げ、それが『穀物不足に関する思索と詳論』（以下『不足論』）における国家による市場介入政策批判と通底した問題意識に立脚していることを示すことで、彼の経済的自由主義の特徴に光を当てる。Vでは、身分関係と階層社会を解体させることは富追求の暴走を生み出し、「投機を精神を生活の隅々にまで拡大」(Burke [7] 240/244) させて、結局のところ「法律や為政者が全く調節できないことを、苦もなく調節する才覚 (*tact*)」(Burke [13] 128/255) をもつ市場を破壊し、国家による価格統制を招来してしまうことを、自然権の実現を掲げるフランス革命の推移の中に洞察していたことを示していきたい。

II 自由市場を支える階層的な社会秩序と政治的理性

イングランドは「法によって支配され、一国の偉大な世襲財産と世襲爵位によって抑制され平衡を保たれている君主政、しかもこの二つながら、然るべき恒久機関を通して働く人民全体の理性と感情とによる賢明な牽制によって抑制されている君主政」(Burke [7] 173/157) の下で「この500年間の自由の拡大と繁栄の増進」(Burke [8] 221/449) を実現してきたというのがバークの基本的な認識である(立川 [45])。

バークにとって、「イギリス人の自由 (*English liberty*)」とともに、この混合政体としての国制は「法定相続財産 (*inheritance*)」そのものであった(Burke [7] 83/43)。法定相続財産はコモン・ローの準則に従って法定相続人に相続されるのであり、相続関係者の自由意思を排していることをその特徴としている。それゆえ、国制を法定相続財産に擬制することで、バークは「それらの一時的占有者及び終身賃借人」に過ぎない現世代が自らの意

思で、国制を「革新する」こと、すなわちその本質を変えることは許されていないと主張する⁴⁾。イギリス人の自由に関しても、法定相続財産に擬制されることで、「恰も列聖された先祖の眼前にでもいるかのように何時も行為していれば、それ自身としては無秩序と過度に導かれがちな自由の精神といえども、畏怖すべき厳粛さでもって抑えられ」、「高貴な自由」(Burke [7] 85/45) へと高められる。イギリス国民は法定相続を継承する高位な身分、すなわち「紳士にふさわしい家系 (liberal descent)」に属し、「生ま

- 4) 革新 (innovation) は、「対象そのものの本質を変え、対象に伴うあらゆる偶有的弊害ばかりではなく、あらゆる本質的な善さを除去してしまう」のに対して、「改革 (Reform) は、対象の本質を変えない、つまり対象の主要な様態を変えるのではなく、不満の種に対して直接に矯正策を適用するにすぎない。それが除去されるかぎり、あらゆることは揺るがない。改革はそこで停止する。万が一改革が失敗しても、その改革を蒙る本質は、最悪の場合でも、以前の上で保持される」(Burke [14] 155/813) としてバークは革新と改革の本質的な違いを強調する。さらに、バークは革新の精神にとらわれたフランス革命の指導者について「彼らは自らの追及する善」のためには「悲惨と荒廃の何世紀かに加えてさらに何世紀にもわたる野蛮な破壊をつうじて人間が嘗める辛酸を考えても少しも怯むことはない」とし、「野心が突然彼らを襲い、彼らはそれに酔いしれる。そして野心によって彼らはそこから他者や自分自身に生じる危険を顧みなくなる。これらの哲学者は、人間を、彼らの実験において、空気ポンプや有毒なガスの容器の中のハツカネズミにすぎないものと見做している」(Burke [14] 176-77/839) と評し、その傲慢さを批判している。
- このバークの「革新の精神」とアダム・スミスの「体系の精神 (spirit of system)」が同一の精神を捉えていることは明らかであろう。スミスは、体系の精神に囚われた指導者たちは「しばしば、国制を新しく作り直し、大帝国の臣民達がおそらく数世紀にわたってずっと平和と安全、さらには栄光さえも享受してきた統治体系をその最も本質的な部分のいくつかにおいて変更することを提案する。この党派の大部分は、この理想的な体系の想像上の美しさに酔わされるのがふつうであって、彼らはこの体系についてまったく経験がなく、彼らの指導者達の雄弁が描きえたかぎりの、あらゆる最も目が眩む色彩で描き出してきた」(Smith [38] 232/ (下) 141-42) と論じている。また、「体系の人 (man of system) は、自分は非常に賢明であると思いがりがちであり、しばしば自分自身の理想的な統治計画の、想像上の美しさに心を奪われ、その計画から僅かでも離れることを甘受することができない。彼はその計画を細部にわたるまで完全に成し遂げようとし、それに反対する大きな利害や強固な偏見にいささかも配慮することはない。彼は恰もチェス盤で駒を自在に動かすように大きな社会の様々な人々を自在に動かすことができると想像しているように思われる」(Smith [38] 233-34/ (下) 144) と評し、やはりその傲慢さを批判している。

れながらの尊厳という習慣化した意識」を抱いている国民へと昇華される。パークにとって、尊厳の観念は過去と未来から切り離された個人によっては抱きえない、高位な身分だけが抱きうる身分観念である⁵⁾。彼はイギリス国民をこのような高位な身分に属するものと擬制し、イギリス人の自由と国制とを尊厳観念と結びつけることでそれらがたんなる動産のように自由に処分しうる性格のものではないことを強調する。畢竟それらは尊厳という「貴族原理」に依拠しているのである(立川[47] 86-87)⁶⁾。

パークは『フランス革命の省察』(以下『省察』と略記)でフランス革命の首謀者を貨幣利害と政治的文筆家—「フランス流の人間の権利」の主張者—と特定していた(Burke [7] 162/142)。彼らはいずれも「革新の精神(spirit of innovation)」に向かう強い性向をもっていた。「貨幣利害はその本性上いかなる冒険にも進んで乗り出す」(Burke [7] 159/139)。「文筆家は、自分を際立たせたがる人種であって、革新を喜ばないことは滅多にない」(Burke [7] 160/139-40)。パークにとってフランス革命は彼らの「革新の精神」の発現であった。そして革新の精神に蝕まれることなく「改良(improvement)」を可能にするのが法定不動産相続の観念なのである。

-
- 5) パークの尊厳概念が高位の身分概念であることは明らかであろう。しかし我々はこれをもってパークのアナクロニズムを語るべきではない。ウィットマンは、今日の「人間の尊厳」概念について、大陸ヨーロッパの「人間の尊厳」概念が、アメリカのそれと異なり、アンシャン・レジームの貴族-君主秩序における高位身分の尊厳概念が一般に拡大されたものであることを強調している。すなわち、身分特権の廃止というよりも、特権を持たなかった人々の「引き上げ(*levelling up*)」(Whitman [42] 110)がなされてきたというのである。「大陸ヨーロッパは以前の身分特権が一般化した世界である。実際大陸ヨーロッパは多くの点で権利の世界というよりも一般化した特権の世界なのである」(Whitman [42] 110-11)。ヨーロッパの「人間の尊厳」概念はカント(Immanuel Kant)の影響が大きいといわれているが、カントの抽象的な概念は「ヨーロッパの尊厳の社会-歴史的現実とほとんど関係がない」(Whitman [42] 111)と主張している。彼のこの論文は、アメリカと大陸ヨーロッパとの対比ではあるがイギリス研究に関しても極めて示唆的な指摘だと思われる。
- 6) それゆえ、「尊厳感覚を身につけていない人々」(Burke [7] 94/56)が政治権力を握った革命フランスでは自由は無秩序と過度に導かれることになっているとパークは洞察する。注12)も参照。

「革新の精神は概して利己的な気質や視野の偏狭さの結果である。祖先を捨てて些かも顧みない人々は、子孫に思いを致すこともしない。それだけではない。法定不動産相続の観念は、確実な保守の原理と確実な伝承の原理を涵養し、しかも改良の原理をまったく排除しないということを、イングランドの人民は熟知しているのだ。」(Burke [7] 83-84/43-44)

すでに指摘したように、バークは「金銭愛」を、「繁栄の主要な原因」と認めていたが、その金銭愛が「繁栄の増進」をもたらしたのは、このような法定相続された国制と自由が存在したからなのである。

「国王、宮廷、壮麗な騎士階級、世襲貴族が存在し、長子相続法によって、そして家族間継承の不動産設定に与えられた保護によって、富貴な状態を保っている安定した恒久的な地主ジェントリーが存在し、常備の陸海軍が存在し、さらに学識者と才能ある人々に宗教の利益と国家と結びついた利益を与えている国教会が存在している。これらが存在している国では、新たに取得され、その持続が不安定な富は、決して首位もしくはそれに近い位階を占めないということが物事の自然な働きである。もとより、富は、人為的な制度やそれらから生成する通念によって、他国と同様にわが国においても釣り合わされたり凌駕させられたりはしているが、生来の影響力はそれ以上なのである。」(Burke [14] 347/702-03)

ここでいう富とは貨幣のことである。「貨幣は近時になって獲得されたものであるから、如何なる刷新 (novelties) ともより自然に合流する。だからこそ、それは変化を求める人が皆頼ろうとする富なのである」(Burke [7] 159-60/139)。留意したいのは、貨幣という不安定な富が社会的に優位な地位を占めないことが、むしろ「金銭愛」を「繁栄の主要な原因」とするための必要条件と認知されていることである。

イングランドが「500年間の自由の拡大と繁栄の増進」を享受してきたのは、この国制が「意思や欲望に対する抑止力」(Burke [8] 332/573)を提供することで、ともすれば「相場と投機」(Burke [7] 238/241)を蔓延させがちな金銭愛を制御しているからである。なるほど「金融家(monied men)」のもつ「自らの資産の投資において収益を期待する権利」が社会の繁栄に寄与してきたことをバークは確信している(Burke [16] 347)。しかし、こうした国制がなければ富は「生来の影響力」を際限なく発揮してしまうであろう。その結果は「羨望と野心が、策略、操作、性向によって、他の諸国と同様に、イングランドにおいてもこの種の人々〔商業や貿易に従事している人々〕の間で大いにかき立てられるのであり、彼らはあらゆる大変革において積極的な役割を演じる」(Burke [14] 347/703)ことになる。いうまでもなく「大変革」はフランス革命のような革新を指す。金銭愛自体は繁栄の主たる原因であるが、しかし専一的な貨幣追求は繁栄を享受してきた社会自体を破壊するほどの「生来の影響力」をもっているとバークは洞察する。

「富が徳と公的名誉の忠実で精励な奴隷になるならば、富は所を得るのであり、その本来の力を発揮する。しかし、この序列が変えられ、名誉が富の保持のための犠牲にされるならば、富は、目や手を持たずそれ自身の中に真の生命力を何一つもっていないのだから、富に生命力を与える存在、富の正統な主人、そして富の強力な保護者よりも長くは存在できない。我々が自らの富を支配するならば我々は富裕かつ自由となる。しかし我々の富が我々を支配するならば、我々は確実に貧しくなる。……下級の利益の価値をあまりに大きく評価することは上級の利益を確実に破壊するとともに、自らの危険性の源泉そのものとなるであろう。」(Burke [15] 194/858-59)

このように貨幣は社会的に優位な地位を占めないことで繁栄の原因となりうる。徳と名誉の追求を行う存在が、社会にとって、さらに富の追求それ自体にとっても不可欠な存在であることをバークは強調する⁷⁾。

しかし自然権論者は、「あらゆる人は、自分自身を統治しなければならない」という自己統治権から、議員が本人の代理である「個人代表制」でなければならないことを、さらに「それ以外のあらゆる統治は篡奪であり、その統治は、我々の服従を要求する権利をもっていないどころか、そのような統治に反抗することは我々の権利であるだけでなく義務である」(Burke [5] 218/445-46) という結論を導き、階層的身分秩序を突き崩そうとする。

バークはさらに二つの論拠から現存する階層社会を正当化する。一つは時効とそれに伴う推定である。「ある国民が既存の統治組織の下で長期にわたって存続し繁栄してきたということ」が「まだ試みられたことのないいかなる企画よりも、その統治組織を支持する推定の根拠となる」(Burke [5] 219/447)。ここからバークは「この 500 年間の自由の拡大と繁栄の増進」を実現してきた「実質的代表制」⁸⁾と混合政体の正当性を擁護する(Burke [5] 221/449)。

7) ミュラーも次のように指摘している。「貴族の権力と、教会の制度的影響力の経済基盤とを破壊すれば、貪欲と、自らの快樂のために他者を利用しようとする意思を解き放つことになるだろう、とバークは主張する」(Muller [32] 132/164)。

8) バークは実質的代表制について次のように述べている。「実質的代表制とは、人民のあらゆる等級の人々と、彼らに代わって行動する人々との間に利益の一致と感情と欲求の共感 (a communion of interests and a sympathy in feelings and desires) が存在している代表制である。もっともこうした受託者 (trustees) は彼らによって実際に選出されるわけではないが。これが実質的代表制である。そのような代表制は多くの場合真の (actual) 代表制よりも望ましいと私は考えている。それは真の代表制が持つ利点の大部分が備わっているだけではなく、真の代表制の不都合の多くを免れているからである。それは、人間の事象に伴う変転常なき趨勢あるいは公共利益が様々な方向に作用することによって文字通りの代表制 (literal representation) がその当初の方向から逸脱してしまうとき、その不正を是正するからである。」(Burke [10] 629/777)

他の一つは、「便宜の基準」に従って政治を行う能力としての「政治的理性」、すなわち慎慮の確保という根拠である⁹⁾。「政治社会は人間の利益を目指して形成された」のであるから「統治の全組織は便宜の問題」(Burke [7] 111/78)である。つまり統治は、抽象的な権利ではなく、「共同体及び共同体のすべての個人にとって利益である」という「便宜」に従ってなされるべきである(Burke [5] 221/449)。

しかも、重要なことは、政治社会を取り巻く状況は日々刻々と変化するのだから、政治においては「慎慮に基づく決定」、すなわち「善悪の多寡、遅速、そして好都合・不都合の計量に基づく決定」(Burke [10] 600/746)がなされなければならない。「状況こそがあらゆる社会的政治的な計画を有益にも有害にもする」(Burke [7] 57-58/12)。したがって政治的問題を処理するには専門知と政治的理性が不可欠である。政治的理性という徳とそれと与えられる名誉が必要な所以である¹⁰⁾。

それゆえ政治的理性を發揮しうる政治家と人民の関係は信託の関係でなければならない。バークはそれを医者と患者の関係に譬えている。

「人民は主人である。彼らは自分達の欲求を大まかに漠然と表明するだけ

9) 次の引用から明らかなように政治家に求められる「政治的理性」とは「あらゆる徳の中で第一の徳たる慎慮」のことである。「統治の下にある人間の権利とはその利益のことであって、その利益は屢々、相異なる善相互の均衡の中にあり、また時として善と悪との、さらには悪と悪との妥協の中にある。政治的理性とは一種計算の原理であって、本当に道徳的な意味での数字を、形而上学的にでも数学的にでもなく、道徳的に加減乗除していくものなのである」(Burke [7] 112-13/79-80)。

10) ヒュームもまた一般の職業が金銭的な誘因によって勤勉をかき立てられるのに対して、「財政、陸軍、海軍、さらに執政」は「国にとっては有用で必要ですらあるが、いかなる個人にとっても何らの特定の利益や快樂をもたらさない職業」であるので、「特定の名誉の賦与、長い階級序列による従属関係と厳格な服従、あるいは他の何らかの便法によって」「最高権力は、彼らを存続させるために公の奨励を与えなければならない」と述べて、公務が勤勉になされるためには名誉をはじめ金銭的な誘因以外の誘因が必要であることを指摘している (Hume [28] vol. III, 135)。

でよい。我々〔政治家〕は老練な専門家、有能な職人として彼らの欲求を完全な形にまとめ上げ、それに役立つ用具を選び出す。彼らは患者であり、苦痛の症状を告げるが、我々はその正確な病巣を突き止めて、医術の定める通りの治療を施すわけである。」(Burke [4] 547/369)

受託者である政治家は、自らの利益ではなく、受益者である人民の利益を実現するために法定相続されてきた国制を運営し政策を遂行しなければならないのであり、その資質と能力を兼ね備えていなければならない。この政治的理性を発揮して人民の利益を実現する指導者が「自然な貴族」、すなわち「徳と名誉での優越者 (*virtute et honore majores*)」(Burke [9] 107/662)である。

「真の自然な貴族は、国家の分離した利益集団ではないし、国家から分離可能でもない。それは正しい構造を有するあらゆる大きな人民の本質的な構成要素なのである。それは正当な推定根拠を有している階級から形成されるのであり、その推定は、一般的に言って、事実上の真理と認めざるをえないのである。尊敬されるべき境遇で育ち、幼年期から下賤卑劣な光景をまったく目にせず、自尊心をもつことを教えられ、公衆の目という厳しい注視に曝されることに慣れ、早くから世論に注意し、大きな社会における人間と事象との広範で無数に多様な組み合わせについて大局的に把握することが可能となるような高所に立ち、読書し反省し会話する余暇をもち、賢明で学問のある人を見出せるところではどこでも彼らの敬意と注目を引き寄せることができ、軍隊においては命令と服従の習慣を体得し、危機を恐れず名誉と義務を遂行することを教えられ、過失があれば必ず罰せられ、僅かな過ちさえ最大限の破滅的な結果を引き起こす事態において、最大限の用心深さ、先見の明、用意周到さを体得し、同胞の最高の関心事において彼らの教師として、さらに神と人間の仲裁者として期待されているとの

自覚にたつて慎重で規則正しい行動に導かれ、法と正義の執行者として、人類に対する第一級の恩人の中に位置すること、高度の科学や学芸や高貴な技芸の通曉者たること、さらにその成功から鋭敏で強靱な知性の持ち主であることが推定されるとともに、勤勞、秩序、節操、一貫性の諸徳を身につけていることが推定され、さらに、交換的正義を尊重する習慣を陶冶したことが推定される富裕な商人と交わること、こうしたことは、自然な貴族と私が呼ぶものを形成する人々の状況に他ならず、これを欠いては、そもそも国民は存在しえないのである。」(Burke [9] 448-49/662-63)

パークにとって「このような貴族を必然的に生み出す政治社会の状態こそ自然状態なのであり、野蛮で結合力のない生活状態よりも格段にそうなのである。人間は生来理性的であるがゆえに、理性が最高度に陶冶され支配的な立場を占める場所におかれたときにこそ、最も完全な意味で自然状態にある」(Burke [9] 449/663)。実際このような研鑽を積むことができる環境にあるのは大土地所有者であったであろう。もちろん現実の土地貴族がこのような研鑽を積むとは限らないことを、貴族出身ではない政治家パークは誰よりも知悉していた(Burke [4] 268/24; [13] 150/806)。しかし、パークにとって自然な貴族は、現実の大土地所有者から形成されることに「正当な推定根拠」があるのであり、それが「事実上の真理と認めざるをえない」のである。人民の利益を実現するためには、このような政治的理性を行使する階級が不可欠なのであるから、「人民の本質的な構成要素」であるこの階級を欠けば「そもそも国民は存在しえない」ことになる。

したがって、パークにとって、法定不動産相続による土地所有の継承は、社会という大型船の「底荷」として社会を安定維持させるためだけではなく、政治的理性を確保する上でも、それゆえ「国家の目的」である「全体の幸福」(Burke [11] 492)を実現する上でも不可欠なのである。畢竟「徳と公的名譽」を希求する土地所有者が政治における受託者の位置を占めるこ

とが必要であり、自然なのである¹¹⁾。

自然権思想から帰結する自己統治に基づく個人代表制への議会改革は、この自然状態を転倒させてしまい、政治的理性を確保しえず、むしろ社会及び個人の利益を裏切ることになるというのがバークの診断であった¹²⁾。

Ⅲ コンヴェンションの所産としての政治社会とコモン・ロー上の身分関係

バークは、「政治社会はコンヴェンションの所産」であり、それゆえ「そのコンヴェンションが政治社会の法でなければならない」(Burke [7] 110/76)としている。ヒューム (David Hume) が「コンヴェンションとは共通利益にみんなが気づくこと」(Hume [26] 490/44: [27] 172/181) と捉えたように、そして人々が確立するあらゆる規則の究極の根拠を「人々の便宜と必要」(Hume [26] 92/34) に求めたように、バークもまた「コンヴェンションは当事者たちの相互の便宜、さらに言えば相互の必要とによって命じられる」(Burke [13] 126/252) としている。つまり、コンヴェンションは「自然権という抽象的原理」を実現するためではなく、それに参加するすべての人々の利益を実現するために結ばれるのである。

バークにとって、自然権思想は、この便宜の問題を、普遍的抽象的な権

-
- 11) アハメッドは次のように述べている。「バークにとって、文明化されるということは、たんに私有財産を尊重することだけではなく、より正しくは、財産のために必要な保護手段と彼が信じている伝統的な制度を尊重することであり、それらの制度の中の主要なものは貴族制度であった。」(Ahmed [1] 32)
- 12) バークにとって「人民は、名声と評判への感覚という地上で最大の抑制力の一つに対しても、それほど責任を感じない」存在、つまり個人としては尊厳の感覚をもっていない存在なのである。バークは、このような人々が政治権力を握ると自らの私的利益の追求に権力を利用すると次のように警告している。「自己を尊重する習慣を教え込まれていない人間の手中に最高権力が落ちた場合」「自分はもともと何も理解していなかった国家の損失など如何ほどでも一切意に介せず、知りすぎるほど知っている私的利益の追求に憂き身を糞す」(Burke [7] 94/55)。バークにとって尊厳の感覚をもった存在であることが政治的理性を発揮しうる必要条件であった。

利, すなわち形而上学的権利としての人間の権利の問題に置き換えようとする。しかし政治をとりまく状況の変性を踏まえれば, これらの権利は「形而上学的に真理であるのに比例して, 道徳的にも政治的にも虚偽となる」(Burke [7] 112/79)。パークが自然権思想を「コンヴェンションと司法の問題の完全な混同」(Burke [13] 123-4/250) と, あるいは「政治を, 便宜にではなく, 真理に依拠させている」(Burke [9] 469-70/686)と批判しているのもこのためである。

コンヴェンションに基づいて契約が結ばれるのだが, ひとたび契約が結ばれば, 契約当事者は自らの自由意思とは独立した権利・義務が付随する身分関係に入る。この点でパークの契約概念が自らの自由意思で自らの権利・義務を決定する社会契約論者のそれとは根本的に異なっている。

「政治社会は, 最初は自由な意思による行為の産物であったかもしれない。……人々は自らの選択とは無関係にその結びつきから利益を引き出す。そして, これらの利益の結果, 自らの選択とは無関係に義務に従っているのであり, さらに自らの選択とは無関係に, 実定法の責務にいささかも劣らない拘束力をもつ実質的な責務を取り結ぶのである。」(Burke [9] 442/654-55)

ここから, 自律した諸個人が自由意思で自らの権利・義務を決定するという大陸法的意思理論に基づく契約概念とは対照的なコモン・ロー上の契約概念を読み取ることができよう(立川[45] II)。パウンド(Roscoe Pound)によれば, コモン・ローは二つの性格を併せ持っている。一つは個人的自由と個人財産の尊重に示される極端な個人主義という側面である(Pound [36] 13-17)。最高度に社会的な重要性をもつ問題も, ジョン・ドウ(John Doe)とリチャード・ロウ(Richard Roe)との私的な争いとして, つまり社会正義としてではなく個人的な権利の問題に落とし込む。法を強制し権利を擁護することを個人のイニシアティブに委ね, 個人の身体的, 精神的, 経

経済的自由に対するあらゆる干渉を警戒するという個人尊重の姿勢をその特徴とする。バークも「地上のいかなる権力といえども、私の生命、自由、財産に指一本触れることができない」(Burke [5] 224/452) ことを強調するとともに、すでに確認したように市場への国家干渉を厳しく批判する。コモン・ローの個人尊重の思想はバークの社会思想にしっかりと継承されている。

コモン・ローのもう一つの性格は、権利と義務を、自由意思による合意の産物としてではなく人間関係に付随するものとして捉えるという点である。封土を媒介とした封主-封臣関係にその淵源があるコモン・ローでは、なるほど契約は自由意思でなされるが、しかしそれは相互的な権利・義務が予め付随している法的身分関係に入ることへの合意なのである。しかもこの関係は一方的な支配従属関係ではなく、相互的な関係であることに留意しておきたい。上の引用で確認したバークの契約概念はまさにこのコモン・ローの特徴を反映したものといえよう(立川 [45] III)。

コモン・ローは一方で個人主義をあと押ししつつも、個人主義が極端に傾くのをこの身分関係によって防ぐことをその特徴としているのであり(Pound [36] 15)、このコモン・ロー上の身分関係を基盤にイギリスは近代化を遂げてきたわけである。それゆえイギリスの近代化を考える際には、メイン(Henry Maine)の「身分から契約へ」という周知の定式は必ずしも当てはまらない(Graveson [24] 37-38)。

近代社会が支配服従関係を作り出す契約—雇用契約や結婚契約—によって支えられていることは近年の雇用関係や女性学の研究によって知られている¹³⁾。もちろん、こうした契約に対してこれらの研究が与える評価は、

13) 森は、「雇主の指揮命令権、サーバントの服従義務は、労務と賃金の交渉によってもたらされるのではなく、雇主とサーバントの権利と義務がそれぞれの身分に相補的に配分されることに基づいている。このように権威関係は交換行為の所産ではなく、むしろ個々の契約締結に先立って法的身分の形ですでに予定されており、契約を媒介として権威関係が当事者を拘束するものへと

バークの積極的な評価と著しく対立する。しかし近代社会の人間関係を取り結ぶ契約がおしなべて自由で平等な関係を形成するものではないことを明らかにしている点では認識を共有しているということができよう。

バークは、コモン・ローの相互的な権利・義務関係が育む信頼関係—「愛着の原理」(Burke [7] 139/112)—こそが商業文明を可能にしていることを強調する。たとえば、バークによれば、法の支配を可能にしたのは、「国王を恐怖から解放することで、国王と臣民をとともに専制に対する警戒から解放した誠実 (*Faalty*) という古い封建的騎士道精神」(Burke [7] 129/99) が、国王を頂点とする封主-封臣関係によって社会全体に醸成されたからである。ヒュームやスミス (Adam Smith) が、商業は洗練された習俗を生み出したことを主張するのに対して、商業文明は騎士道の精神が育む習俗に負っているとバークが強調するのは、このような信頼関係が愛着の原理となっていることが法の支配の成立条件であるとの認識からであった。

転化する」(森 [50] 49) ことを力説している。

また、ディーキンとウィルキンソンは、「産業革命から生じたものは、あらゆる賃金労働者に適用されうる雇用契約の一般的モデルではなく、むしろ主従法 (the Master and Servant Acts) に由来し、コモン・ローに吸収された役務 (service) の階層的モデルであった。……現代の労働法学者に馴染みのある雇用契約の概念ははたがって一般に想定されているよりも遙かに最近の現象である」と主張している (Deakin & Wilkinson [22] 1; 106-09)。

さらにペイトマンは、「労働者は自らの労働能力を切り離すことができないので、労働者が自らの労働力を売るといわれている契約は、自らの肉体と自分自身の使用についての命令権を売る契約である。他人を使用する権利を獲得することは、(市民的) 主人になることである」とし、「雇用契約はそれゆえ、雇用者と労働者の間に、命令と服従という関係を作り出す」契約であると主張している (Pateman [33] 151/188)。さらに、「近代的な結婚および雇用は契約によるが、それは、実質的に、(不自由な) 身分という古い形態に対するすべての類似性が消えたことを意味するわけではない。契約は、従属の関係を作る特殊近代的な方法であるが、市民的な従属は、契約の中に起源を持つがゆえに、自由として提示されるのである」(Pateman [33] 118/148) と述べて、雇用契約と結婚契約がともに命令と服従という関係を作り出す契約であることを強調するとともに、さらに雇用契約は性契約を前提としているがゆえに「妻たちの従属は女性であるということから生じている」(Pateman [33] 153/190) ことを強調する。ここから「自由な社会秩序は、契約的秩序ではありえない」(Pateman [33] 232/287) との結論を導いている。

さらにこの古来の騎士道の原理が「我々の時代にまでも及んでいる」(Burke [7] 127/97) というパークの主張は、封建的奉仕が消滅した後も封建法の類推であるコモン・ローが一般的な人間関係を規定している事実を積極的に評価したものと見える(立川 [46] III)。

もちろん、このような封主-封臣関係が育む愛着の原理は多分に美化されたものであり、幻想といえよう。パーク自身もこれが幻想であることを十分に承知していた。しかし、このような幻想こそ「権力を優しきものとし、服従を紳士にふさわしく (liberal) する快い幻想」(Burke [7] 128/98) であり、自由人が強制によらず自主的に他者に従うこと、すなわち「自分が服従すべき人々を敬愛する気持ちになる」(Burke [7] 247/254) ことを可能にする「自然な従属の原理 (the principles of natural subordination)」として作用するのである。「自由な統治 (free government)」にとって不可欠な自発的に形成される権威はこのような相互的な権利・義務関係によって担保される。したがって、「合理的な自由 (rational liberty)」(Burke [7] 138/110) は非合理的な幻想に支えられて実現するのである(立川 [46] 43)。

パークにとって自由な統治に不可欠な「自然な従属の原理」に基づく権威はこのような相互的な権利・義務関係によって確保されうる。自己統治権を強調する啓蒙思想はこの関係と「快い幻想」を解消することで「自然な従属の原理」を破壊する。パークが「自然権という抽象的原理」を「社会を破棄し、長らく人類の幸福を作り上げてきたあらゆる絆を引き裂いてしまう」「最も危険な原理」と厳しく批判するのはこのためである(Burke [6] 309-10)。パークはフランス農民に革命指導者に対して次のように語る。「君達には彼ら〔貴族領主〕の名誉と称号と地位をすべて廃棄する結構な権利があるが、何故我々には彼らに対して地代支払を拒否する正当な権利はないというのか、我々には納得できない。……一体、同等者 (equals) に貢納するのが人間の権利の一部だとも言うのか。……君達は、我々に向かって、旧来の形式に従った尊敬で以て彼らを遇するのをすべて

禁止したが、今度は軍隊を送って来て、サーベルと銃剣で以て恐怖と力に服従させようとしている」(Burke [7] 271/285)と。人間の自己統治権を強調することで「自然な従属の原理」を消滅させ、社会を「単に多数の漠然とした、ばらばらな個人」(Burke [9] 445/659)に解体すれば、人々を力によって結びつける「完全な軍事民衆政 (purely military democracy)」(Burke [6] 191/272)を招来せざるをえないとバークは洞察する (Burke [12] 89-90)。「自然な従属の原理」の欠落は専制政をもたらすのである¹⁴⁾。

さらにバークにとって、自由な意思によって自らの権利・義務を決定する自己決定権を主張する自然権思想は、人々を、貨幣資産の多寡による境遇の差異を除いて平準化させ、「自由の拡大と繁栄の増進」を実現してきた社会を破壊してしまう思想であった¹⁵⁾。「フランス流の人間の権利の基礎の上に」形成される政府は、「完全に世襲的な名称や官職を廃止し、(貨幣の違いを作らざるをえない地位を除いて)人間のあらゆる社会的地位を平準化し、領地 (territory) と尊厳 (dignity) の間のあらゆる結びつきを切断し、あ

-
- 14) アダム・スミスは東インド会社の統治が必然的に専制的軍事的支配に陥らざるをえない主要な原因を商人には人民に自発的服従を促す権威がないことに求めている。「その政府は、必然的に商人たちの協議会によって作られている。もちろん、商人という職業はきわめて尊敬すべきものではあるが、世界のいかなる国においても、自ずから人民に畏敬の念を抱かせ、武力なしに人民に進んで服従させる類いの権威をもっていない。したがって、そのような協議会は、彼らに伴う軍事力によってしか服従を命ずることができず、したがって彼らの統治は必然的に軍事的であり専制的になる」(Smith [39] 638/ II, 427)。自発的服従の原理の欠如が専制政を導くというバークと同じ立脚点からの批判といえよう。
- 15) バークは平準化 (levelling) と平等とが全く異質であることを次のように述べている。「平準化しようとする人間は決して平等をもたらさない。実際その通りである。およそ多様な等級の市民から成り立っている社会ではどこでも、一部の等級が最上位に立たなければならない。したがって、平準主義者は事物の自然な序列を変え、歪める以外の何事もしていないのだ。彼らは、構造上の安定性からいっても地上におかなければならないものを空中に据えることで社会という建築物に負担をかけている。共和国 (たとえばパリ共和国) を構成している仕立屋や大工の団体は、あなた方が彼らに押しつけようとしている地位に耐えるはずは到底あり得ない (cannot be equal to the situation)。なぜならば、それは篡奪の中で最悪のもの、すなわち自然が具え持っている大権の篡奪だからである。」(Burke [7] 99-100/63)

らゆる種類の貴族、郷紳と国教制度を廃止する」(Burke [14] 344/699-700)。

このように、パークにとって、自由な意思によって自らの権利・義務を決定する自己決定権を主張する自然権思想は、コモン・ロー上の身分関係と尊厳の感覚を崩壊させ、人々を、貨幣資産の多寡による境遇の差異を除いて平準化させ、「自由の拡大と繁栄の増進」を実現してきた社会を破壊してしまう思想であった。パークにとって自然権思想は、貨幣による結びつき以外のあらゆる結びつきを切断し「ばらばらな個人」を生み出すとともに、貨幣に社会的優位を占めさせる思想でもあったといえよう。

IV 自由な市場とコモン・ロー上の身分関係

パークは抽象的な市場論を語っているという主張の主要な根拠は『不足論』における言説にある¹⁶⁾。しかし、『不足論』はむしろ極めて時論的な性格が強いものである。草稿が書かれた1795年は、前年からの厳冬と不作、さらに対仏戦争の継続などによって、食糧価格が異常に高騰した年で

16) パークの政治に対する姿勢は現実の状況を踏まえた経験重視であるのに対して、彼の経済論は時空や状況の複雑さと無関係な抽象的な推論とそこからの提言であるとして、両者の違いを強調する研究が主要な論拠としているのが『不足論』における市場論である。たとえばヒンメルファーフは、パークの『不足論』での経済概念は、「フィロゾーフに対して彼が批判してきた類いの抽象概念」(Himmelfarb [25] 71)であると批判している。フレイザーもまた『不足論』で「パークは、市場の法則を神の命令と等置することで、自由市場政策をその帰結にかかわりなく独断的な熱意をもって実行することを求めている」(Frazer [23] 358)と主張し、スミスが『道徳感情論』で主張した体系に対する熱狂に『不足論』のパークは陥っているという。「エドモンド・パークがほかならぬこの愚行の虜になってしまった」(Frazer [23] 368)。ブリースも「パークの政治経済学の考えの中には、さらにその考えと関連して、彼の政治学の中にあるのと同様の、古典的自由主義の非道さ、抽象概念、合理主義に対する批判的な態度が存在する」(Preece [37] 268)ことを認めながら、『不足論』に関しては「パークは、彼が他の著作で「野蛮な形而上学」として、「赤裸裸に孤立した形而上学的抽象」として非難した合理主義的な抽象概念に危険なほど近づいている」(Preece [37] 268)と論じている。バリーも「経済法則は、一般的な意味で、あらゆる時代と場所において、経済制度の違いにもかかわらず、適用するという正当な議論」(Barry [2] 113)を『不足論』において開示していると主張している。

あった。小麦価格は、すでに高値であった前年2月のほぼ2倍、1クォーターあたり108シリングになり、各地で食糧暴動が頻発していた(Coleridge [20] 29, n. 1)。そのような情勢を背景に、自然権思想の広まりの中で穀物価格の統制や最低賃金の制定、さらに賃金補助などが提案されていくことになる¹⁷⁾。

バークがこの論稿を執筆した目的は、穀物不足時の労働貧民 (labouring poor) 救済のために、国家が食糧を管理しうるし、しなければならないという「当今の危険な空論 (hazardous speculations)」に立脚した、市場への国家介入を断固拒否することであった¹⁸⁾。換言すれば、穀物不足という災禍に見舞われている労働者に対する救済を国家の役割から完全に切り離すことであったのである。これこそ『不足論』での自由な市場擁護論の核心であった。その背景には、労働者を勤労の体系としての階層的身分秩序に組み込むという目的と、さらに政府が、労働者の救済という人道的な、しかし自らの能力を超えた課題を背負い込むことによって、その必然的な失敗の責任を帰せられることで、イギリスの体制的危機を招きかねないという

17) コリンズは「この歴史的文脈において、『不足論』はバークの経済理論の記述としてだけではなく、『省察』と同様に、イギリス人に、ジャコバン経済政策に潜んでいる急進的な平等主義に警告を出そうという戒告的な試みとしても解釈しうる」(Collins [21] 41)と指摘している。なお『不足論』の自然権思想批判については立川 [44]も参照。

18) バークは『不足論』の中で「『労働貧民』という政治的で偽善的な用語ほど卑劣で不道徳なものはありません」(Burke [13] 121/248)と痛烈に批判している。その批判の意図が、勤労しうる労働者と「病人や虚弱者、孤児、衰弱や老衰した人々」という働くことのできない人々とを分離し、前者を勤労の体系としての階層的身分秩序に組み込むことであったことは明らかである (Burke [16] 354-55)。この批判の背景に自然権思想の平等主義の影響力に対するバークの危惧があったことをコリンズは次のように指摘している。「バークは『不足論』の草稿を書いているとき、『労働貧民』を援助しようという修辭的な表現がイングランドで、富の再分配の国策を正当化し、その結果イングランドの商業体制を急進的な平等主義的な影響で汚染させるために盛んに用いられていることを危惧していた。その結果、政治家は、富者を貧者に対抗させ、バークが『省察』で躊躇なく非難したジャコバンの階級闘争が孕む邪悪な情念を煽り立てた。」(Collins [21] 95)

パークの危機意識があった¹⁹⁾。フランスの君主政を崩壊に導いたのは、「方向を誤った善意と、あまりに多くを統治しようとする不断の欲求とにあった」(Burke [13] 144/269-70) とパークは洞察していたが、イギリスも同じ轍を踏むのではないかという深刻な懸念があった。穀物価格や賃金は法が決定しうる分野ではなく、習俗としての市場に委ねざるをえないのであり、しかも委ねることが労働者の経済状態にとっても最善であるというのがパークの立場である。

パークの自由な市場擁護論の核心については補論で改めて考察することとして、ここでは習俗としての市場が前提としている人間関係とそこでの市場の働きを中心に考察することで、自由な市場が階層的社会秩序の重要な契機となっていることを論証していきたい。

まず留意すべきは、富者と労働者、あるいは人民との関係が受託者と受益者という信託の関係に擬制して捉えられていることである²⁰⁾。

「彼ら〔富者〕自身は、労働者の受託者であり、彼らの蓄えは労働者達の銀行である。彼らにその意図があろうとなかろうと、実際彼らは自らの信託を履行している。なるほど、人によっては誠実さと判断力の多少はある

19) ウィットブレッド (Samuel Whitbread) が議会で 1795 年 12 月 9 日に提出した最低賃金裁定法案とそれをめぐる議会で論争が、パークに『不足論』の修正と加筆を促したことについては Collins [21] 42 を参照。この法案をめぐる論争について、およびウィットブレッド提案が労働の成果についてのある種の自然権思想に根拠づけられていることについては深貝[49]を参照。

20) パークは、ジェントルマンの地所を私有財産ではなく信託財産に擬制して捉える視点を一貫して堅持していた。1748 年の機関誌『改革者』において次のように述べていた。「我々の現代の諸制度は、国王の富や権力がけって彼らの私有財産ではなくて、彼らの手に預けられている人民のための委託物 (Depositum) であると見なしている。さらに、もし我々が人類の自然的平等を考えるならば、ジェントルマンたちの地所についても同じことが、すなわち、財産の最初の分配時に公共善を促進するために彼らに与えられたと確信せざるをえない。したがって、彼らが自らの財産を利用してこの目的を妨害するならば、彼らは、自らの権力を乱用する国王と同じくらい、あるいは彼ら以上に非難を免れ得ないのである。」(Burke [3] 98)

が、しかし概してその義務は遂行され、あらゆるものが、極めて僅かな手数料と先払い利子だけを差し引いて、それが生じたところに戻る。」(Burke [13] 121/247-48)

周知のように、信託の受託者は、受益者のために自らの信託財産を運用しなければならず、自らの利益のために運用してはならない。パークは、受託者である富者は、「その意図があろうとなかろうと」市場を通じて「極めて僅かな手数料と先払い利子」という信託を運営する経費相当部分しか受領しておらず、したがって受益者である労働者に自己労働に基づく所有を近似的に実現させるとともに、その生活状態を改善させてきたことで受託責任を果たしていると評価する。かりに富者の年間消費量を全て労働者に分配するとしても、彼らの数は多数なのだからその分配分は「労働する人々、すなわち自分自身と被扶養者達とを実際に養っている人々の、一晩の夕食に、一切れのパンとチーズすら与えはしない」(Burke [13] 121/247)。したがって所得再分配は労働者の困窮解決になんら効果がない²¹⁾。そもそも食糧を供給することは政府の力に余ることであり、むしろ政府や富者こそ「貧民の被扶養者であり、彼らの剰余によって扶養されている」のである。そうであれば窮乏から逃れるのに労働者に勧められるべきものは、「忍耐、労働、節酒、節約、そして宗教である。それ以外は全て紛れもなく欺瞞である」(Burke [13] 121/248)。労働者を指す「気の毒な勞

21) パークは平等化政策を次のように批判している。「あらゆることを強いて人為的な平等にするという考えには、一見すると、魅惑的な何かがある。それには正義と正しい秩序についての考えられうるあらゆる様相がある。それゆえ、極めて多くの人が、いかなる偏った目的もなしに、そのような企画を採用するように、しかも大変真剣に熱心に追求するように導かれてきた。……財産の期間、慣習、継承、蓄積、交換さらに改良(improvement)によって物事の本性(the nature of things)から生じる不平等は、人間の力量による術策や才覚によって工夫されうるいかなるものよりも、衡平や正しい政策の基礎であるかの真の平等にはるかに近いと私個人としては完全に確信している。」(Burke [17] III, 403)

働者 (labouring poor) という用語は、援助に依存する性向を助長する「卑劣で不道德な」用語ということになる。

バークは、自由な市場が必然的に労働者の境遇を改善するものではないことを知悉しているが、長期にわたって労働者の生活水準を実際に向上させてきた現実のイギリスの市場を擁護する。「私がイングランドを知って以来、相対的な欠乏以上のものを決して知らない。……今日でさえ、私は、男、女、子供が一人でも餓死したことを知らない」(Burke [13] 143/268)。イングランドの国制がそうであったように、その下での市場もまた時効とそれに伴う推定に基づいて正当化される。「政治的問題は一義的には真偽にはかかわらない。それは善悪にかかわる。……善を生み出すものは政治的に正しい」(Burke [9] 445/658)。バークにとって富者に受託者の責任を果たさせてきた市場は、階層社会がそうであったように「政治的に正しい」と判断される。後に述べるように、困窮の解消を意図する国家による価格統制は、結局は労働者の生活水準を向上させてきたこれまでの自由な市場を破壊することによってむしろ労働者の困窮を深めてしまうとバークは認識しているのである。

さらに留意すべき点は、富者と人民の関係を信託関係と捉えることは、富者の義務違反を追求する論拠ともなっていることである。バークは、受託者には受益者との「利益の一致と感情と欲求の共感」が不可欠としているが、たとえばアイルランドやインドの場合、そのような愛着の欠落によって人民の慢性的な貧困が放置されていることをバークは支配者の信託義務違反として厳しく批判する (Burke [10] 629-30/777-79)。バークが擁護する市場は、富者が受託者の責任を果たす市場である。

労働者と雇主についてバークは、「当事者の相互的な便宜と、さらに言えば彼らの相互的な必要とによって命じられるコンヴェンション」に基づいて自由な意思で契約を結ぶが、しかし、「契約がなされると彼らの自由裁量権は終熄し、事物の新しい秩序が始まる」(Burke [13] 124/250) という。

新しい秩序は「服従関係の連鎖(chain of subordination)」(Burke [13] 125/251)である。労働者と雇主は、雇用契約によって彼らの意思とは独立に権利・義務が付随する身分関係—「服従関係」—に入り、階層的社会秩序の一翼を担うばかりではなく、勤労の体系として階層的社会秩序を物質的に支える(Burke [15] 355)。明らかにパークは雇用関係を労務と報酬のたんなる交換関係として捉える平板な理解に陥ってはいない²²⁾。

パークは、自由な市場における農業経営者と農業労働者の利益の緊密な相互依存性を強調する。農業経営者にとって効率的で迅速に農作業がなされることが自らの利益であるが、そのためには「労働者に十分な食糧が与えられ……身体を力一杯に、精神を陽気で快活に保つ」ことが必要である。したがって農業経営者は、「古代人の分類による声を出す道具」である「被傭人(man)」の保護者としての役割を果たす(Burke [13] 125/251)。保護者としての役割は労働者の労働に依存する。というのも「農業経営者が労働者から利潤を得られなくなり、彼の資本が引き続き施肥され実を結ぶこ

22) コリンズは、「『不足論』における彼の経済思想の最も印象的な特徴の一つは、明示的な道徳的義務に根ざした相互的利益についての封建的理解を商業的徳と暗黙の義務に基礎づけられた相互的利益という市場理解の中に再構成している」(Collins [21] 123) ことと論じ、我々の解釈に近似した解釈を示している。しかし、コリンズは、封建契約と、雇用者と労働者の「暗黙の契約」との異質性を強調して両者を切り離してしまっている。つまり前者が忠誠と服従(allegiance and obedience)によって規定されるのに対して、後者は利益誘因(profit incentive)によって規定されるものとして切断してしまうのだ。しかし本稿でも強調したように、なるほど雇用契約は労働者と雇用者の「利益誘因」によって締結されるのだが、しかしその契約によって相互的な権利と義務が付随している身分関係—支配服従関係—に入るのである。このように契約を媒介として権威関係が両当事者を拘束するのは、雇用関係がコモン・ロー上の身分関係であり、その淵源が封建契約にあるからなのである。それゆえコリンズは「明示的な道徳的義務に根ざした相互的利益についての封建的理解」を「市場理解の中に再構成している」と述べながら、なぜそのような「再構成」がなされうのか説明ができていない。階層的社会は一方で契約当事者として個人が独立しているながら、他方で契約の結果支配従属関係に入るという緊張関係を内に含んでいるのである。もっともパークにおいてはこの関係は信頼—愛着の原理—を媒介とする絆としてもっばら肯定的に捉えられているのであるが。

とができなければ、農業経営者が、彼が用いる道具の保護に適した豊富な衣食住を持続できない」(Burke [13] 125/251) からである。しかも農業経営者が貪欲であればあるほど保護者としての性格は強まる。というのは「彼は自らの収益を増加したければ、それだけますます労働者の良好な状態に関心を寄せるからである。彼の収益は主に労働者の労働に依存しているのである」(Burke [13] 126/252)。ここから愛着の原理が形成される長期的な雇用関係が前提されていることを読み取ることができよう。パークが擁護するのはこのような相互的な権利・義務が付随する関係とそれが育む信頼関係を前提とする市場なのである。この信頼関係によって労働者と農業経営者の間にも「自然な従属の原理」が作用するのであり、自分が服従すべき人々を敬愛する関係が形成されることが期待されることになる。

さらに、階層社会が政治的理性を確保したように、この自由な市場での雇用関係は、農業全体の「自然で正当な序列」を担保する。「家畜は犁や荷車に対して情報を提供する原理であり、労働者は家畜に対して理性であり、農業経営者は労働者に対して思考し主宰する原理である」(Burke [13] 125/251)。この農業経営者を頂点とする「従属関係の連鎖」の下で勤労の体系はその物質的生産力を十全に開花することが可能となるのである。自身が農業経営者でもあったパークは「農業経営者の事業を成功裡に経営するには、他のいかなる事業に属するものに比して、十倍以上の労働、用心、配慮、力量、さらに付け加えさせていただくと、幸運が必要である」(Burke [13] 133/259) ことを強調する。農業経営者は、政治家と地平を異にするとはいえ「善悪の多寡、遅速、そして便利・不便の計量に基づいて」、すなわち慎慮としての理性に基づいて経営することが求められる。価格統制などの国家介入は、農業を「ほとんどもしくは全く知識を持たない人々の手に委ねる」(Burke [13] 123/250) ことで「わが国の全農業と、わが国の国内商業のうち農業に最も密接に関係している部分の破壊にまで、さらに統治の安全と存在そのものの破壊にまで」(Burke [13] 136/262) 至らせると

パークは推断する。

パークは、賃銀や穀物価格の形成にかかわる無数の錯綜する情報を「法律や為政者が全く調整できない」のに対して、市場は正確にしかも敏速に調整し、消費と生産との均衡、欲望の均衡を達成しうることを強調する。市場は、パークにとって、人間の理性が調整しえない秩序を生み出すのである²³⁾。賃銀や穀物価格の領域は、市場という「習俗だけが規制することのできる分野」であって「法に属する分野」ではないとする所以である(Burke [13] 144/269)。

「極めて硬直的で、しばしば適用できない規則や盲目的で軽率な裁量権を命じる法律や、それらの規則や裁量権を行使する為政者は、稼ぎや俸給と食物との正しい関係を決して設定しえない。他方、利益、習慣、そして暗黙のコンヴェンション (interest, habit, and the tacit convention)、これらは多数の名もない状況から生じるのだが、法律や為政者が全く調節できないことを、苦もなく調節する才覚 (*tact*) を示す。」(Burke [13] 128/255)

「フランス流の人間の権利」の影を落とす貧民の困窮対策としての穀物価格や賃金の国家統制は、「才覚を示す」はずの習俗としての市場の働きを阻害する。たとえば賃金の人為的な引き上げは農業経営者の全利潤を吸収し、結局のところ「平等な欠乏、平等な惨状、平等な貧窮」(Burke [13] 127/253) を現出されてしまう。貧民の困窮を解消しようとする人道的な政策がかえって彼らを苦境に陥れてしまうとパークは推断する。

ところで同時に注目したいのは、「才覚を示す」市場の構成要素としてパークは、市場参加者の利益とともに、「習慣、そして暗黙のコンヴェン

23) 分散した情報を市場が集約して有益な結果をもたらすと捉えるパークの市場論はハイエク (F. A. Hayek) の市場論の先駆をなすとの評価が小島 [43] 補論Ⅱや Collins [21] 53-54, 136-37 によってなされている。

ション」を列挙している点である。このことは、バークの市場論が「時間、場所、複雑な事情とは明らかに無関係な、無慈悲な論理によって進行するある種の推論」(Barry [2] 104) ではないことを示している。習慣の重要性については次節で述べるとして、暗黙のコンヴェンション—「暗黙の契約(implied contract)」(Burke[13]123/249)—とはすでに述べたように雇用者と労働者の相互的な便宜と利益の一致の了解である。この共通利益の了解の下に入る相互的な権利・義務が付随する「服従関係の連鎖」、それが担保する「自然で正当な序列」が育む信頼関係—「愛着の原理」—がバークの自由市場擁護論の前提となっていることに留意しなければならない。

バークは商業の通常原理を次のように規定している。

「商業の通常原理とは、生産者は、詐欺や暴力なしに彼が生み出しうるあらゆる可能な利潤を目指すことが許されるし、期待されてもいるのであり、豊富や欠乏を最大限利用することも、自らの商品を自分の好きな時市場から引上げたり売りに出したりすることも、さらに自らの蓄えや利潤について誰にも知らせないことも許されているし、期待されてもいるということである。」(Burke [13] 130/256)

バークは都市の産業だけではなく農業もこの原理に基づいて営まれるべきであり、農産物価格や農業労働者の賃金を国家統制すべきではないことを強調しているが、同時に「一般に仲介業者と呼ばれている商人 (the dealer, commonly called the middle man)」についても真実であるとして、「仲介業者が、穀物市場における仲買人、卸商人、小売業者、あるいは投機家 (factor, jobber, salesman, or speculator) として行動する」場合も「これらの商人は、自由に行動するままに放任されるべきである」と論じている。「豊富や欠乏を最大限利用」し「自らの商品を自分の好きな時市場から引上げたり売りに出したりする」投機も「農業経営者と消費者の双方にとって、そ

れだけ望ましい」のであり、「妬み (*Envy*) という古くからの悪質な助言者の策謀によって、仲介業者は、農業経営者と消費者の双方から憎悪され中傷されている」けれども「彼らは農業経営者と消費者を結びつける最も自然で最も有益な環をなしている」とパークは強調する (Burke [13] 132/258)²⁴⁾。

「商業の通常の原理」と自由な市場の擁護から当然導かれることだが、投機の積極的な役割をこのようにパークは承認している。むしろ市場への国家介入の疑念を生み出す調査は却って「公衆の精神的な静謐に悪影響を及ぼしうる疑惑を、つまり「農業経営者は売り控えし、遅延によって不公平な利益をえるのではないか」という疑惑を募らせている。さらに商人の側で、その調査は明らかに数多くの不正な投機を引き起こすものとなっている」(Burke [13] 133-34/259) と論じ、市場への国家介入こそが不正な投機を引き起こすと主張する。しかし、留意しなければならないことは、パークが投機に積極的な評価を与えている市場はすでに明らかにしたように「利益、習慣、そして暗黙のコンヴェンション」によって才覚が示される現実の市場であるということであり、それは階層社会に埋め込まれている市場であるということである²⁵⁾。それゆえ階層社会から切り離されれば、「商業の通常の原理」に立脚した投機はむしろ市場を破壊する結果を導く

24) 1772年に先買や売惜しみを禁ずる法が廃止されたが、パークは「私自身が、先買行為や売り惜しみという憎悪のかき立てる名称で、あらゆる職業の中で最も有益な職業に敵対するばかげた制定法体系の廃止を發議した人物である」(Burke [17] IX,362) と自負している。この点の詳細については Collins [21] 70-76 および Lock [29] 322 を参照。

25) マクナリは、『不足論』で「慣習と伝統の反革命的な主唱者 [パーク] は、自分が論難した、フランスの啓蒙思想家が絶対君主政を批判する際に用いたのと同じ種類の抽象的な哲学的原理 — この問題では政治経済学が擁護する自由市場の原理 — を用いることによって、200年にわたる貧民に対する慣習的な救済を攻撃している。パークにとっては他の慣習や伝統よりも神聖ではない慣習や伝統があるように思われる」(McNally [31] 73) と皮肉を込めて批判している。しかし、パークはこれまでの「200年にわたる貧民に対する慣習的な救済を攻撃」してはいない。そうではなくて、これまで労働者の経済状態を改善してきた市場を破壊するという理由から、新たに導入されようとしている国家による統制を批判しているのである。

ことになる。このバークの洞察はVで検討する。

補論 バークの経済的自由主義と穀物輸出奨励金擁護論

我々は、『不足論』における自由な市場論の核心が、穀物不足の際、貧民救済策として国家が市場に介入することを断固拒否することにあったと主張した。実はこれこそバークの穀物輸出奨励金擁護論の眼目でもあったのだ。この点は自由主義と保護主義という対立軸からは見えてこない問題だと思われるので、ここで補論として検討しておきたい。

1792年のいわゆるパーナル法案の審議におけるバークの発言は、貧者の困窮状態が極めて切迫しているという現状認識の下に「そのような事態において、穀物の価格が1クォーターあたり48シリングではなくて44シリングかそれ以上になった場合、輸出奨励金を停止し、輸出を完全に禁止することが絶対に必要ではないだろうか」(Cobbett [19] XVII,480)との主張を受けて、なされたものがある。

バークはまず自分は貧民の敵ではなく彼らの困窮に同情している。それゆえ、「法案それ自体をよしとするわけではないが、時代の精神に譲歩するのが賢明だ (prudent) と考えるのでこの法案に従う。人民はあくまで法案成立を望んでいるし、彼らの代表者が否とはいえない」という慎慮の観点から賛成するという²⁶⁾。しかし、法案自体の一般原理、すなわち切迫した貧者の困窮によって穀物輸出奨励金を停止したり穀物輸出を禁止したりすることは「極めて危険だと考える」として強く反対の立場を表明する。それではなぜ「極めて危険」なのか。

26) 慎慮の観点から法案に賛成したとするバークの発言を捉えてコリンズは、バークの代表者=受託者理論と外見上矛盾する奇妙な論評だとしている (Collins [21] 83)。「時代の精神に譲歩する」という姿勢が『不足論』では見られないのは、フランス革命後の体制危機に直結する情勢の下で書かれたという事情の影響が大きいのと思われる。換言すれば一時的な救済に断固とした反対論の主張もまた慎慮の観点から展開されているといえる。

パークは、「穀物の平均価格は、輸出奨励金が開始されて以来大いに下がったことがしきりに証明されてきた。そうであれば、経験という最も確かな案内人によって効用がこのように確認されてきた規制を止める以上に不得策なことがあるか」と述べ、食糧を安価にしてきたのは穀物輸出奨励金であると主張する²⁷⁾。つまり、輸出奨励金は、イギリスの国制が「長期にわたって存続し繁栄してきたということ」が「まだ試みられたことのないいかなる企画よりも、その統治組織を支持する推定の根拠となる」という論拠と同様の時効に基づく正当化から支持される。

次にパークは「輸出奨励金の意図は、わが国の商人が、穀物が売られる諸国が供給する穀物と対等の水準でイギリス穀物を外国市場にもたすことを可能にするにすぎない。したがって、輸出奨励金はたんに輸出費用を負担することを意図しているものであり、もし奨励金がなければ、諸君は、外国で飢饉がなければ、けっして輸出することはできない」(Cobbett [19] XVII,481)と主張し、輸出奨励金は、外国市場でイギリスの穀物を外国産穀物と対等の水準で販売できるようにしているとの理解を示し、商業の法則を妨げているものとは考えられていない。

さらに、「この新しい制度によって、イングランドは、これまで多くの富と繁栄の源泉であった穀物貿易を喪失する」。穀物生産は減少し穀価は高騰し、結果として「諸君が救おうとしている貧民こそ最も本質的に損害を被る」と論じる。それゆえ輸出禁止と奨励金の停止は「窮迫を取り除く軽蔑に値すべき手段」でしかない。「人々は慈善や議会の援助について語るかshれないが、これらは結局のところ効果がない」。それどころか怠惰

27) 穀物奨励金の内容とスミスの評価については『国富論』を参照 (Smith [39] 541-43/ II, 262-64)。奨励金をめぐるパークとスミスの違いおよび1773年に施行された改正穀物法を「当今の様々な利害、偏見および人心が許容するかぎりでは最善のものである」とのスミスの評価に対してパークが影響を与えたのではないかという興味深い問題があるがここでは扱わない。この点についてはさしあたり、Viner [40] 26-27を参照。

を促進することになろう。「もしイングランドの人民が一日でも特別に怠けて過ごそうと思えば、いかなる人為的なもくろみですらそれらを埋め合わせることはできない」。慈善に与っているのは我々のほうなのだ。というのは「彼らの労働で生産されたものの一部を我々がため込んでいるのであり、我々が彼らに戻すものは彼ら自身のものを返すだけだからだ。我々は軽率にも無思慮にも手をさしのべ、我々は、実際には与えることのできない救済を与えようと彼らに思い込ませるのを止めようではないか。むしろ、次の格律を彼らに教え込もう。すなわち自分自身の手で自らの救済を成し遂げなければならないのだ。」(Cobbett [19] XVII,481)

以上からバークが「法案自体の一般原理は極めて危険」と断定する根拠は明らかであろう。バークにとって穀物輸出奨励金の停止は、なによりもイギリスの繁栄の源泉を枯渇させ、労働者の経済状態の改善の主因そのものを喪失させてしまう点で「極めて危険」であった。しかしそれだけではなく、『不足論』へと継承される二つの危険性についてすでに語られていた。一つは、人民を結局のところ効果のない「慈善や議会の援助」に依存させてしまい怠惰を助長させてしまう危険である。バークの意図は、勤労可能な労働者を勤労の体系としての階層的身分秩序に編成することであったのであり、これは『不足論』における「気の毒な労働者」批判と符合している²⁸⁾。富者や政府は労働者の勤労に依存しているのである。さらにより深刻な危険は、貧民救済を目的に輸出奨励金を停止したり輸出を禁止し

28) 『不足論』では「ある人が商業の規則と正義の原理に照らして何も請求することができないということが生じる場合は何時でも、彼はその部門の外に出て、慈善 (mercy) の管轄下に入る」(Burke [13] 129/255) と論じられていることから、バークは慈善という道徳的義務が民間で積極的に果たされることを期待していたという解釈がなされている。しかし、果たしてそうであろうか。穀物輸出奨励金での議論では慈善は効果がないどころか、むしろ怠惰を促進するものとみなされていた。『不足論』でも「慈善は今では彼ら [労働者] に対する侮辱となるもののように思われる」と述べていることから判断すると、慈善に積極的な意味を与えているとはいえないのではなかろうか。なおバークの労働貧民という用語に対する批判は、(Burke [16] 354-55) も参照。

たりすることで、政府が「実際には与えることのできない救済を与えようと人民に思い込ませ」てしまうことになった。つまり、政府が政策の変更を通じて自ら果たしえぬ義務— 欠乏からの貧民の解放— を背負い込み、その結果義務不履行を糾弾され体制的危機を自ら引き込む危険性であり、まさに『不足論』で警告されることになる「方向を誤った善意と、あまりに多くを統治しようとする不断の欲求」からの体制崩壊という危険性があったといえる。

たしかに穀物奨励金は市場の法則を乱すものではないというパークの主張は、必ずしも説得的ではないかもしれない。その点で自由貿易を擁護するパークの例外として奨励金擁護論を位置づけることができるかもしれない (Lock [29] 322; Collins [21] 85)。しかし、穀物輸出奨励金停止も穀価・賃金統制もともに、市場という「習俗だけが規制することのできる分野」に対して、法が欠乏時に介入することで「統治の安全と存在そのものの破壊」の危険を醸成してしまう、という同一の危機意識を通底させていることに、より注意が払われるべきではなかろうか。

V コモン・ロー上の身分関係の解体と「相場と投機」の蔓延

雇用関係は階層的な社会秩序の構成要素であるとともに、勤労の体系としてこの秩序自体を物質的にも支えている身分関係であった。市場がこのような身分関係や習慣に支えられて「金銭愛」は「繁栄の主要な原因」となりえた。コンヴェンションの所産としての安定した市場はこのような相互的な責務と相互的な配慮で結びついた人間関係を前提としている。

それに対して「フランス流の人間の権利」思想は、貨幣を「首位もしくはそれに近い位階を占め」させるであろうし、貨幣による結びつき以外のあらゆる結びつきを切断するであろう。パークにとってそれは身分ばかりか地域や習慣の差異をもはぎ取られた抽象的な人間を生み出す思想であっ

た。そのような下では市場は「才覚 (*tact*)」を発揮することはできないとバークは洞察する。

たとえば、バークによれば農業を営むには「安定した生活習慣や郷土愛 (*fixed habits or local predilections*)」が必要である。農業は「労苦の多い、しかも金にならない仕事」である。にもかかわらず農業が営まれるのは、こうした愛着があるからである (Burke [7] 239/242)。ここでいう愛着は、たんに地理的な土地にとどまらず、そこで育まれる人間関係にたいする愛着をも含んでいる。それだからこそ、バークは、革命フランスが行う、地域の歴史性を捨象した幾何学的な地域区分を、「我々の隣人、そして習慣によって定まった各地方の人間の繋り」(Burke [7] 244/249) を破壊するものとして厳しく批判するのである。

しかし、革命フランスで進行している「我々の富が我々を支配する」状況下では「新しい商人 (*new dealers*) は、みな根っからの投機家 (*all habitually adventurers*) で、安定した生活習慣や郷土愛も持っていないので、紙幣、貨幣、そして土地の市場から儲けを得る見込みがあれば、購入して転売する」(Burke [7] 239/242)²⁹。「土地を思いのまま切り売りし、紙幣を土地に、土地を紙幣にと断えず変換する」ことになれば、「相場と投機の精神が大量の土地の中に入り込んで行き、それと一体化する。こうした作用によ

29) 「新しい商人」は安定した生活習慣や郷土愛をもっていない冒険が習慣になっている人々 (*all habitually adventurers*) である。それに対して投機の有用性が認められる本論文の145頁の「一般に仲介業者 (*middle man*) と呼ばれる商人」—「農業経営者と消費者を結びつける最も自然で最も有益な環」—は地域の生活習慣に根ざした人々である。彼らはスミスが『国富論』第4篇第5章の「穀物貿易及び穀物法に関する余論」で論じている生産者と消費者の間に入る仲介業者 (*middle people; middle man*) に相当する。スミスによれば、彼らは、地域の生活習慣に通じているので、作柄と「毎日、毎週、毎月の売り上げについての知識」をもっている。それゆえ穀物需給の状態を「多少とも正確に判断できる」のである。「穀価をその収穫期の穀物不足の実状に応じて引き上げることを可能とする「穀物取引の無制限で無拘束な自由が飢饉の不幸に対する唯一の有効な予防策」となりうるのはそのためである (Smith [39] 524-35/(II) 233-50)。バークにとって、こうした地域との関連をなんらもっていない「新しい商人」こそ投機を有害なものとするのである。

て、土地財産は(いわば)揮発性を帯び、不自然で奇怪な活動力を具える」(Burke [7] 238/241-42)。ここでは「商業の通常的原理」はむしろ農業の破壊という有害な結果しかもたらさない土地投機を助長することになる。「安定した生活習慣や地元愛」から切り離された「根っからの投機家」というまさに抽象的な人間が「豊富や欠乏を最大限利用することも、自らの商品を自分の好きな時市場から引上げたり売りに出したりする」ことも許される「商業の通常的原理」に基づいて行動すれば、「相場と投機の精神」を蔓延させることをバークは洞察している。

「名誉が富の保持のための犠牲にされる」事態がフランスで進行している。バークにとって革命フランスの立法者は「賭博(gaming)に基づいて国家を創設し、賭博精神を生命の息吹として国家に吹き込んだ最初の人々」である。

「こうした政治の大目的は、フランスを一大王国から一大賭博台に変質させることにある。それはフランスの住民を賭博打ち(gamesters)の国民に変え、投機を生活の隅々にまで拡大し、投機を生活のあらゆる問題と一体化させ、民衆の希望と恐怖のすべてをその通常の水路からそらせ、偶然に依存している生きる人間の衝動や情念や迷信の方向に流し込もうともしている。」(Burke [7] 240/243-44)

「通常の水路」という安定した習慣があるから農業を継続できるのであり、さらには安定した人生設計を描くことができる。自然権論者は自己統治を主張するが、そのためには「通常の水路」を破壊するのではなく、「希望と恐怖の根拠を常に変わることなく定める明確な法が、人々の行為を一定の道筋に従わせたり、一定の目標に向かわせたりすること」が不可欠なのである(立川[46] 45)。しかし「商業の通常的原理」から必然的に帰結する投機が「通常の水路」を突き崩せば、習俗としての市場それ自体

が破壊される。「多数者は、これらの投機の絡繰を操る少数者の喰物とならざるをえない」(Burke [7] 241/245)。たとえば革命フランスの農民は穀物を都市の市場に運び入れると額面通りのアシニアで支払いを受ける。しかしそのアシニアは即座に減価する。減価したアシニアとの交換を回避すべく農民が都市への穀物搬入をやめると国家が搬入を強制せざるをえない。要するに「法律や為政者が全く規制できないことを、苦もなく規制する才覚を生み出す」市場を破壊し、国家による統制を引き寄せる結果を招くことにならざるをえない。

なるほどバークは「商業の法則は自然の法則であり、したがって神の法則である」(Burke [13] 137/262)と主張する。しかし社会環境の如何に関わらず「商業の法則」が有益に作用するわけではない。バークは、自由な市場には、それが有益に作用するように支える社会制度や人間関係が不可欠であることを知悉していたのである。バークにとってそれは、徳と名誉を優位とし、政治的理性を担保する階層社会、そして相互的な権利・義務が付随する人間関係とそれが醸成する愛着の原理、「自然的従属の原理」が「公共の秩序の基礎」(Burke [7] 290/310)となっている現実のイギリスの社会と人間関係であった。そしてバークにとって自由な市場はこの階層的社会秩序に埋め込まれた習俗としての市場であった。バークは、自然権思想がまさにこの制度や関係を破壊させ、商業の通常的原理がかえって「相場と投機の精神」を蔓延させる事態を生み出してしまうことを、そして市場の機能不全と国家介入を招来してしまうことをフランス革命の推移の中に洞察していたのである³⁰⁾。

30) フランス革命に国家の基礎としての大土地所有の破壊をみたバークは、イギリス支配層へのインドのネイボブの影響力にも同じ貨幣の支配を見ていた。この点は別稿を用意したい。さしあたりアハメッドの次の指摘を参照されたい。「インドとブリテンの双方におけるネイボブによる国家の強奪はフランス革命ほど突然ではないが、それはまさに同じ階層の強奪であった。というのは、それは国家の基礎として財産の代わりに貨幣利益を置き換えるからである。」(Ahmed [1] 40)

本稿では、バークの経済的自由主義を自然権批判との関連で考察してきた。そこで明らかになったことは、「才覚」を発揮する自由な市場は、階層的社会秩序によって支えられなければならないとともに、階層的社会秩序の重要な契機でもあるとのバークの認識であった。階層社会に埋め込まれた市場が繁栄の増進に貢献してきたのである。さらに、自然権思想とその影響を受けた価格統制政策は、結局のところ、この階層制社会を解体させ、無際限の金銭欲を解き放つことで、「才覚」を発揮してきた自由な市場をも破壊してしまうというバークの洞察でもあった。

なるほど近代社会のメルクマールを自由で平等な人々が自らの自由意思で自らの権利と義務を決定する契約社会と捉えるならば、バークは時代錯誤の思想家と評価されることになるであろう。しかし、上記のバークの認識と洞察が、階層的社会秩序とコモン・ローの下で「500年間の自由の拡大と繁栄の増進」という近代化の成果を享受してきた現実のイギリスの経験を踏まえていることを念頭におけば、問われるべきは、「身分から契約へ」という認識枠組で近代化を捉える、あるいは抽象的な人間を暗黙の前提として市場を語る我々のほうなのかもしれない。

【参考文献】

- [1] Ahmed, Siraj, 'The Theater of the Civilized Self: Edmund Burke and the East India Trials,' *Representations*, Vol. 78, No. 1 (Spring 2002), pp. 28-55.
- [2] Barry, Norman, 'The Political Economy of Edmund Burke,' in *Edmund Burke: His Life and Legacy*, I. Crowe (ed.). Four Courts Press, pp.104-14.
- [3] Burke, Edmund, *The Reformer*, 1748: in [18] vol. 1.
- [4] Burke, Edmund, *Speech on Economic Reform*, 11 February 1780: in [18] vol. 3, 「経済改革演説」[48] 所収.
- [5] Burke, Edmund, *Speech on Parliamentary Reform*, 16 June 1784: in [18] vol. 4, 「下院代表の状態を調整する委員会開催要求の動議についての演説」[48] 所収.
- [6] Burke, Edmund, *Speech on Repeal of The Test and Corporation Acts*, 2

- March 1790: in [18] vol. 4
- [7] Burke, Edmund, *Reflections on the Revolution in France*, 1790: in [18] vol. 8, 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房, 1989年.
- [8] Burke, Edmund, *Letter to a Member of the National Assembly*, 1791: in [18] vol. 8, 「フランス国民議会議員への手紙」[48]所収.
- [9] Burke, Edmund, *An Appeal from the New to the Old Whigs, in Consequence of Some Late Discussions in Parliament Relative to the Reflections on the French Revolution*, London, 1791: in [18] vol. 4, 「新ウイッグから旧ウイッグへの上訴」[48]所収.
- [10] Burke, Edmund, *Letter to Sir Hercules Langrishe*, 1792: in [18] vol. 9, 「サー・ハーキュリズ・ラングリッシュへの手紙」[48]所収.
- [11] Burke, Edmund, *Speech on Unitarians' Petition for Relief*, 11 May 1792: in [18] vol. 4.
- [12] Burke, Edmund, *Fourth Letter on a Regicide Peace*, 1795: in [18] vol. 9.
- [13] Burke, Edmund, *Thoughts and Details on Scarcity*, 1795: in [18] vol. 9, 永井義雄訳「穀物不足にかんする思索と詳論」水田洋編『世界大思想全集 11』河出書房, 1957年所収.
- [14] Burke, Edmund, *Letter to a Noble Lord*, 1796: in [18] vol. 9, 「一貴族への手紙」[48]所収.
- [15] Burke, Edmund, *First Letter on a Regicide Peace*, 1796: in [18] vol. 9, 「国王弑逆の総裁政府との講和」[48]所収.
- [16] Burke, Edmund, *Third Letter on a Regicide Peace*, 1796: in [18] vol. 9.
- [17] Burke, Edmund, *The Correspondence of Edmund Burke*. vols 1-10. Thomas W. Copeland, et al. (eds.), Cambridge, 1958-1978.
- [18] Burke, Edmund, *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, 9 vols., Paul Langford, et al. (eds.), Oxford, 1981-2015.
- [19] Cobbett, William ed., *Parliamentary History of England from the Norman Conquest, in 1066 to the Year 1803*, vols. 1-36, London, 1806-1820.
- [20] Coleridge, Samuel Taylor, *Consciones ad Populum: or Addresses to the People*, Bristol, 1795: in *Collected Works of Samuel Taylor Coleridge*, Lewis Patton and Peter Mann (ed.), Princeton, 1971.
- [21] Collins, Gregory M., *Commerce and Manners in Edmund Burke's Political Economy*, Cambridge, 2020.
- [22] Deakin, S. & Wilkinson, *The Law of the Labour Market: Industrialization, employment, and Legal Evolution*, Oxford, 2005.

- [23] Frazer, Michael L. ‘Seduced by System: Edmund Burke’s Aesthetic Embrace of Adam Smith’s Philosophy,’ in *Intellectual History Review*, 25, no. 3 (2015): 357-372.
- [24] Graveson, R. H. *Status in the Common Law*, London, 1953.
- [25] Himmelfarb, *The Idea of Poverty: England in the Early industrial Age*, New York, 1985.
- [26] Hume David, *A Treatise of Human Nature*, L. A. Selby-Bigge (ed.), Oxford, 1978.
- [27] Hume David, *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, Tom L. Beauchamp (ed.), Oxford, 1998.
- [28] Hume, *The History of England: From the Invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688*, 6 vols., Liberty Fund, 1983.
- [29] Lock, F. P., *Edmund Burke Volume I, 1730-1784*, Oxford, 1998.
- [30] Maitland, Sir Frederic William, *The Constitutional History of England: A Course of lectures Delivered*, Cambridge, 1908: 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, 1981年.
- [31] McNally, David, *Against the Market: Political Economy, Market Socialism and the Marxist Critique*, London, 1993.
- [32] Muller, Jerry Z., *The Mind and the Market: Capitalism in Western Thought*, New York, 2003: 池田幸弘訳『資本主義の思想史』東洋経済新報社, 2018年.
- [33] Pateman, Carol, *The Sexual Contract: 30th Anniversary Edition, With a New Preface by the Author*, Cambridge, 1988: 中村敏子訳『社会契約と性契約』岩波書店, 2017年.
- [34] Pocock, J. G. A., ‘Burke and the Ancient Constitution: a Problem in the History of Ideas’, in *Politics, Language & Time: Essays on Political Thought and History*, Chicago, 1971.
- [35] Polanyi, Karl, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Boston, 2001: 野口建彦・栖原学訳『[新訳]大転換』東洋経済新報社, 2009年.
- [36] Pound, Roscoe, *The Spirit of Common Law*, Boston, 1921.
- [37] Preece, Rod, ‘the Political Economy of Edmund Burke,’ in *Modern Age*, 24 (Summer 1980), pp. 266-73.
- [38] Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1976: 水田洋『道徳感

情論』(上)(下), 岩波文庫, 2003年.

- [39] Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1976: 大河内一男監訳『国富論』I-III, 中央文庫, 1978年.
- [40] Viner, “Guide to John Rae’s Life of Adam Smith,” in Rae, John, *Life of Adam Smith. With an introduction: “Guide to John Rae’s Life of Adam Smith,”* New York, 1965.
- [41] Waldron, Jeremy, *Dignity and Rank, and Rights*, Meir Dan-Cohen (ed.), Oxford University Press, 2012
- [42] Whitman, James Q., “‘Human dignity’ in Europe and the United States: the social foundations,” in *European and US Constitutionalism*, George Nolte (ed), Cambridge, 2005, pp. 108-24.
- [43] 小島秀信『伝統主義と文明社会 — エドモンド・バークの政治経済哲学』京都大学学術出版会, 2016年.
- [44] 立川 潔「エドモンド・バークにおける市場と統治 — 自然権思想批判としての『穀物不足に関する思索と詳論』 —」『成城大学経済研究所 研究報告』no. 67, 2014年.
- [45] 立川 潔「エドモンド・バークの社会認識とコモン・ローにおける身分概念」『成城大学 経済研究』218号, 375-411頁, 2017年.
- [46] 立川 潔「エドモンド・バークの社会思想とコモン・ローの基礎理念 — 法的身分関係と「自由の拡大と繁栄の増進」 —」『成城大学 経済研究』221号, 23-65頁, 2018年.
- [47] 立川 潔「エドモンド・バーク社会思想の基底としての大土地所有 — 法定相続不動産としての自由と国制 —」『成城大学 経済研究所年報』第33号, 75-101頁, 2020年.
- [48] バーク, エドモンド, 中野好之編訳『バーク政治経済論集 保守主義の精神』法政大学出版局, 2000年.
- [49] 深貝保則「最低賃金裁定法案と政治算術 1795-96年 — ウィットブレッド対ピット論争とハウレット —」『経済学史研究』47巻2号, 75-91頁, 2005年.
- [50] 森建資『雇用関係の生成 — イギリス労働政策史序説 —』木鐸社, 1988年.

(付記)

本稿は2021年度成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。